

ホンダ テクニカル カレッジ 関東 同窓会 会則

- 第1条 本会はホンダ テクニカル カレッジ 関東（以下 H-TEC（E））同窓会と称し、本部を母校内に置く。
- 第2条 本会はH-TEC（E）の卒業生をもって組織し、会員相互の親睦、互助をはかると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事業
1. 同窓会ホームページ等の維持・管理
 2. 母校諸事業等の後援
 3. その他必要と認められる事業
- 第4条 本会はH-TEC（E）現職員及び旧職員を推して特別会員とする。
- 第5条 1項 本会に下記の役員をおく。
1. 顧問 H-TEC（E）校長
 2. 会長 1名 幹事の中より選出する。
 3. 副会長 2名 同上
 4. 幹事 9名 （会長・副会長含む）
会員の自選又は互選により選出する。
 5. 上記役員の外に、本会の会計・事務を処理する事を目的に、庶務会計及び事務局として、2～3名を会長が学校教職員に委嘱する。
- 2項 役員任期は2年とする。但し留年を防げない。
- 第6条 会長、副会長2名、幹事6名で構成する幹事会を設置し、以下の役割をになう。
1. 同窓会の運営（事業・予算の執行）
尚、運営にあたっては幹事会で決定、執行する。
 2. 会則の改正の発議
- 第7条 本会の役員の任務は下記の通りとする。
1. 顧問は会務の運営について助言を与え諮問に応じる。
 2. 会長は本会を総括し、本会を代表する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
 4. 幹事は会務に参画する。
- 第8条 本会は2年に1回通常総会を開くことができる。ただし、必要が有る場合は、臨時総会を開催することができる。尚、総会に必要と認めた場合は、総会費を徴収することができる。

第9条 入会費として5,000円を納入する。本会の事業に要する経費は、前記入会費及び臨時会費、その他収入をもってこれにあてる。基金は「H-T E C (E) 同窓会」名義で管理し、庶務会計及び事務局で保管する。

第10条 本会会則の改正は幹事会の発議により総会において出席会員の三分の二以上の同意を得てこれを決する。

第11条 会員の資格の喪失

本会の会員が次に該当する場合は本会会員資格を失う。

1. 死亡した場合。
2. 会員が母校の名誉を傷付けた場合は、幹事会の決議により除名する事ができる。

S 5 3 年 3 月 制 定

S 6 0 年 3 月 改 定

S 6 1 年 3 月 改 定

S 6 2 年 3 月 改 定

H 0 7 年 3 月 改 定

H 2 9 年 9 月 改 定